

保険者及び個人の予防・健康づくり等の インセンティブについて

(医療保険制度改革関係)

厚生労働省保険局

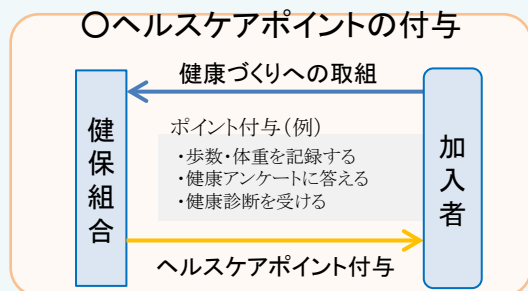
1. データを活用した予防・健康づくりの充実

- データヘルスの取組の普及を踏まえ、**保険者が保健事業を行うに当たっては、レセプト・健診データ等を活用した分析に基づき効果的に実施**することとする(**データヘルスの推進**)。国は指針の公表や情報提供等により保険者の取組を支援。
- 全国のレセプト・健診データを集積した**ナショナルデータベース(NDB)の充実**を図る。また、NDBを用いた分析結果を国民や保険者にわかりやすく公表。
- 保険者による健診データの保存期間を延長。また、被保険者が異動した場合の健診データの引継に関する手続きについて、被保険者の同意を前提としつつ、明確化。

2. 予防・健康づくりのインセンティブの強化

(個人)

- 保険者が、加入者の予防・健康づくりに向けた取組に応じ、**ヘルスケアポイント付与や保険料への支援等**を実施。
※国が策定するガイドラインに沿って保健事業の中で実施



(保険者)

- 後期高齢者支援金の加算・減算制度**について、**予防・健康づくり等に取組む保険者に対するインセンティブをより重視**するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算(最大10%の範囲内)する仕組みへと見直し、平成30年度から開始する(政省令事項)。
 - ・ 特定健診・保健指導実施率のみによる評価を見直し、後発医薬品の使用割合等の指標を追加し、複数の指標により総合的に評価する仕組みとする。
 - ・ 保険者の種別・規模等の違いに配慮して対象保険者を選定する仕組みとするとともに、国保、協会けんぽ、後期高齢者医療について、別のインセンティブ制度を設ける。

3. 栄養指導等の充実

- 平成28年度から、後期高齢者医療広域連合において、市町村の地域包括支援センター、保健センター等を拠点として栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施することを推進。

保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直しについて

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算制度については、これまでも本検討会において、①一部の保険者にペナルティーを課す仕組みとなっていること、②地域・職域の別など保険者ごとに状況が異なる中で、一律に実績を比較する仕組みとなっていること、③特定健診・保健指導の実施率のみの単一の指標による評価となっていること、といった課題が指摘されてきた。
- これらを踏まえ、保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブについて、保険者種別それぞれの特성에応じた新たなインセンティブ制度に見直す方向で検討を進めることとする。

〈現行(～平成29年度)〉

保険者種別	健康保険組合・共済組合	協会けんぽ	国保(市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・減算制度				なし
指標	特定健診・保健指導の実施率				

〈見直し後(平成30年度～)〉



保険者種別	健康保険組合・共済組合	協会けんぽ	国保(都道府県・市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し	各支部の取組等を都道府県単位保険料率に反映	保険者努力支援制度を創設	各国保組合の取組等を特別調整補助金に反映	各広域連合の取組等を特別調整交付金に反映
評価項目	保険者種別共通の項目を設定 (各項目の具体的な基準や、保険者種別の特性を踏まえて追加する項目は保険者種別毎に設定)				
検討の場	「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下にWGを設置し、検討	協会けんぽ(運営委員会)で検討	地方3団体関係者と調整しつつ厚労省において検討(国保基盤強化協議会)	国保組合等関係者と調整しつつ厚労省において検討	広域連合等関係者と調整しつつ厚労省において検討
	⇒「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、各検討状況を把握しながら進めていく				
検討時期	平成27年9月以降順次検討開始				

個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの強化について

- 予防・健康づくりに取り組む加入者に対してヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組については、既に一部の健保組合や市町村で、保健事業として実施されている。
- このような、保険者が加入者に対して予防・健康づくりのインセンティブを提供する取組は重要であり、今般の医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けている(平成28年4月施行予定)。

(参考)個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブに関する該当条文

◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号) (抄)

○健康保険法の一部改正

※傍線部分は今回改正により追加した箇所

第百五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。)を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに**健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者**(以下この条において「被保険者等」という。)の**自助努力についての支援**その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

※ 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、共済各法等の保健事業の規定においても同様に追加

- また、具体的な検討に当たっては、国会においてなされた以下の附帯決議に留意する必要がある。

◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

(平成27年5月26日 参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

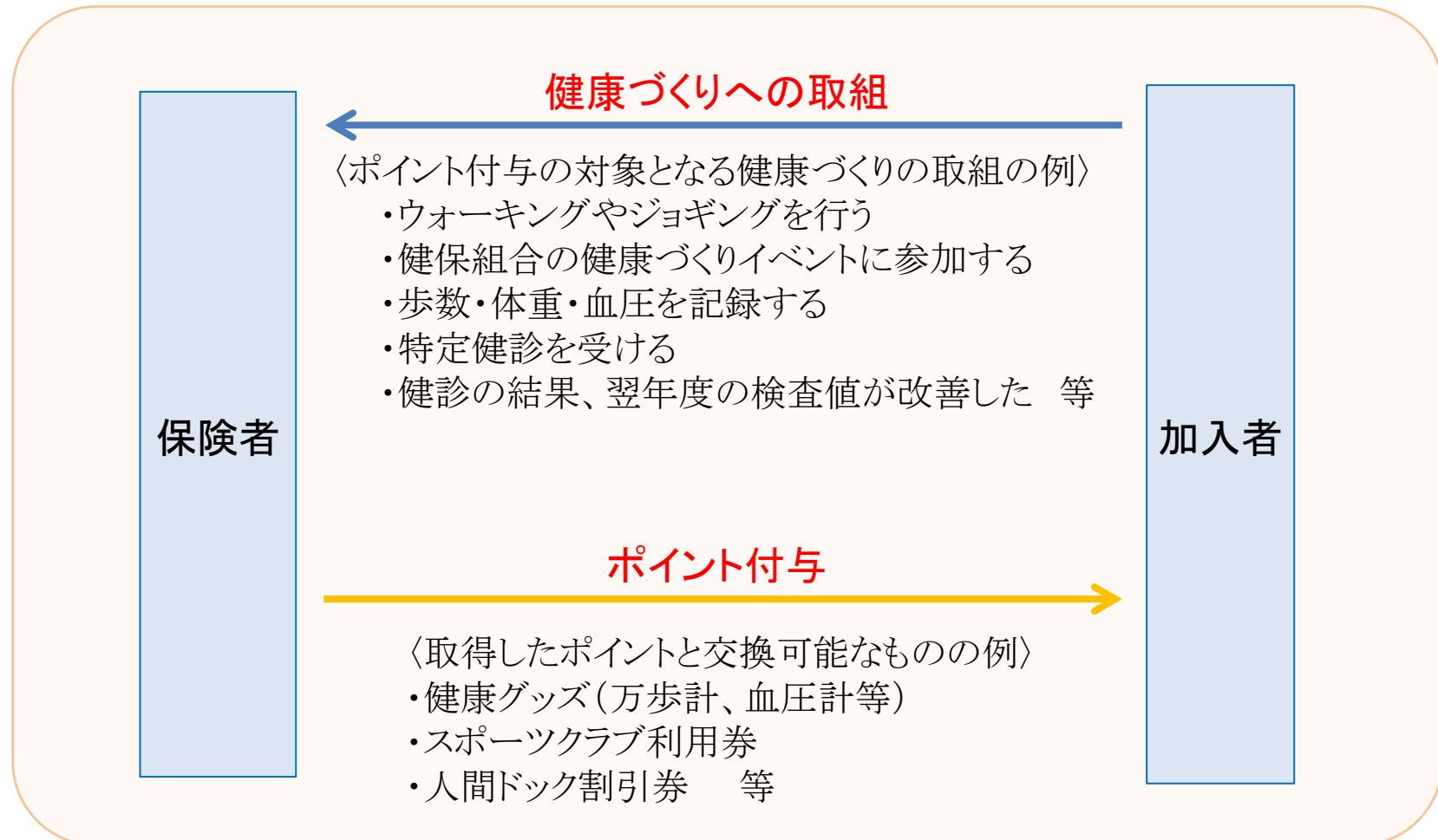
四、医療費適正化計画及び予防・健康づくりについて

2 保健事業において保険者が実施する予防・健康づくりのインセンティブの強化に当たっては、保険者に対し好事例の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、重症化することがないよう、インセンティブ付与の在り方について十分検討すること。

- 今後、実施主体である保険者等と相談しつつ、平成27年度中に、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを厚生労働省において策定していく。

ヘルスケアポイントを活用した個人に対する予防・健康づくりの推進

- 医療保険者におけるインセンティブ付与の取組として、現在、一部の健康保険組合や市町村で、被保険者のウォーキングやジョギング等の健康づくりの取組に対して、健康グッズやスポーツクラブ利用券等と交換できるポイントを付与する取組を実施。



健康ポイントを活用した保健事業（グラクソ・スミスクライン健康保険組合）

<事業概況>

被保険者数 3,780人、被扶養者数 5,185人(平成25年4月1日時点)
 平成25年度予算 2,798,507千円(保健事業費303,438千円(12.74%)
 平成23年度特定健診実施率 被保険者 98%、被扶養者 60%

<インセンティブを促す取組の概要>

○ グラクソ・スミスクライン健康保険組合では、ポピュレーションアプローチとして、KENPOSを活用しており、個人へのインセンティブを促すポイント付与の設計において、現在は以下の事項に対してポイントを付与する取組を行っている。(登録率は加入者のうち、約70%)

1. 生活習慣改善キャンペーンに対する付与

健保として年に2回実施している生活習慣改善キャンペーンに関して実施。

- 問診に全て回答した方 300ポイント
- 行動目標の選択と記録を行った方 200
- 行動目標を達成した方 1,000
- ※最大3つの行動目標に付与(Max.3,000)
- 問診が全て健全だった方 2,000

2. 健康診断の受診に対する付与

- GSK判定非該当者 1,000
- メタボリック判定非該当者 1,000
- 2年連続GSK判定非該当者 500
- 2年連続メタボリック判定非該当者 500
- GSK判定前年比改善者 1,000
- メタボリック判定前年比改善者 1,000



静岡県内の市町村におけるインセンティブの取組

<目的>

静岡県の健康寿命は厚生労働省の発表によると、女性が75.32歳(全国1位)、男性が71.68歳(全国2位)だが、平均寿命と健康寿命の差は、男性8.35年、女性10.89年と開きがあり、この差を縮めるために、健康寿命をのばす取組として、「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進し、県民がより健康に暮らせるような取り組みを行っている。

<経緯>

14,000人の高齢者を10年間追跡調査した結果、運動、栄養、社会参加をすることで死亡率が50%下がることが判明した。健康長寿をのばす取組として、運動や食事などの生活改善や健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティア活動など市町で決められた健康づくりメニューを行った住民が、飲食店などの協力店舗から特典を受けられる「健康マイレージ制度」を導入することとした。

<健康づくりマイレージ制度の広がり>

平成25年度:8市町 → 平成26年度:17市町村

※ 健康いきいきカード取得者は約5,700人

取組内容

<取組内容>

①・②の健康運動を4週間以上実践して獲得ポイントを貯めて「いきいきカード」を取得し、協力店舗へ提示することで特典を受ける。

① 日々の行動

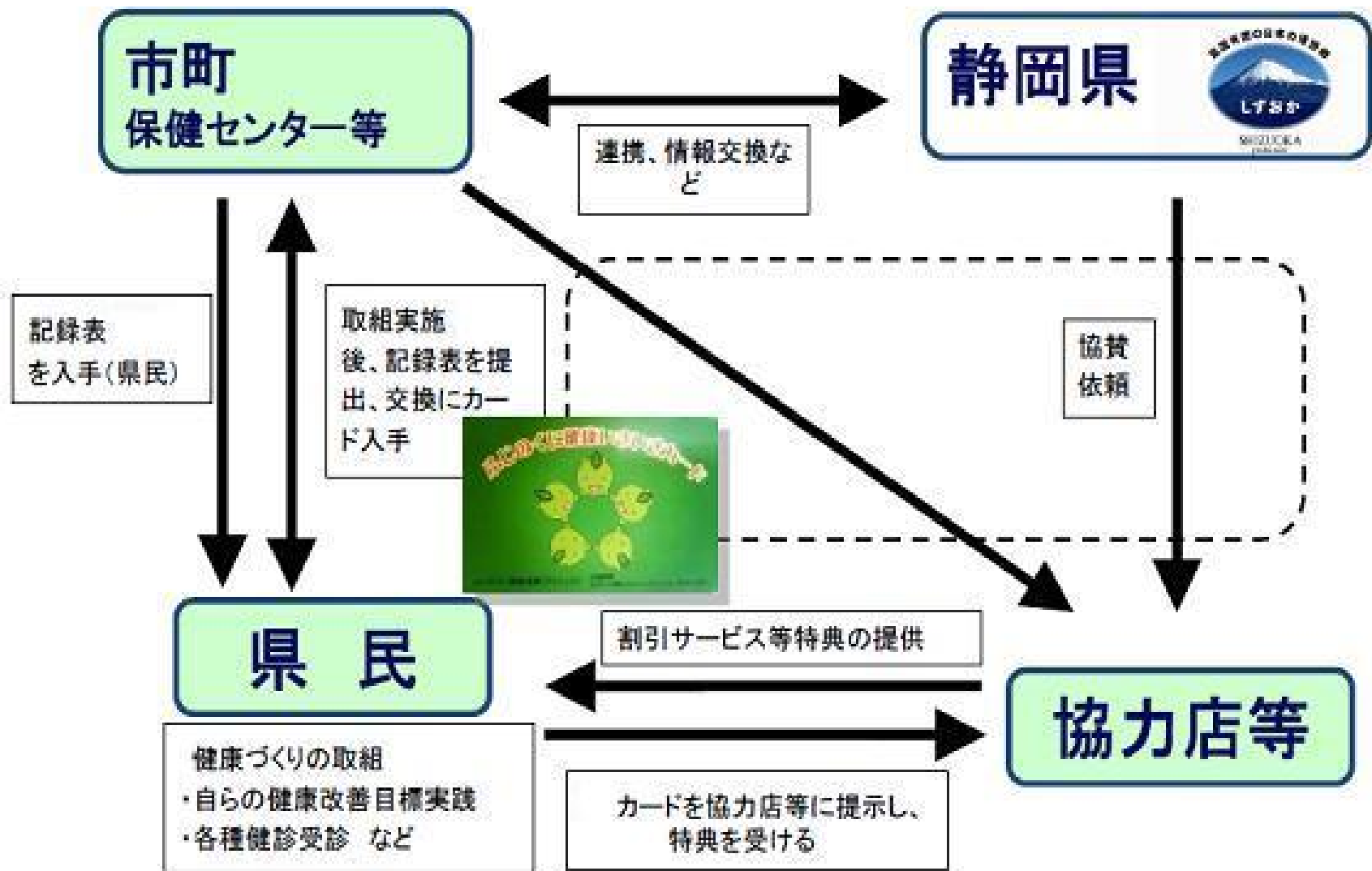
運動・食事・休養・歯・体重計測

② ボーナス

健(検)診の受診・禁煙

社会参加:講演会・地域行事への参加 等

静岡県「ふじのくに健康いきいきカード」の入手と使用の流れ



ICTを活用した加入者個人の行動変容を促すしかけ

加入者の健康状態を分かりやすく伝える



● 健診結果を
分かりやすく伝える



● 個別性の高い情報提供
例: 健康リスクのある方



健康状態に関するアドバイス
10時間前 100ポイントGET

本当は怖い動脈硬化!

高血圧は、放っておくと動脈硬化につながり更には、脳や心臓の疾患につながります。正しい知識を学んで、未然に防ぎましょう。こちらの動画では、動脈硬化に関する正しい知識をわかりやすく丁寧に説明しています。

本当は怖い動脈硬化

動脈硬化によって血管の内側が狭くなっている

血液の流れが悪くなる

行動の可視化・インセンティブ

健康行動(例:ウォーキング)



ポイントインセンティブの例

項目	付与ポイント	ポイント数(参考)
アクションポイント	新規登録	100pts
	継続ログイン	1pts
	歩数記録	5pts
	イベント参加	50pts
	その他	状況による
リザルトポイント	健診受診(本人)	500pts
	健診受診(被扶)	500pts
	健診結果改善	500pts
	その他	状況による